

2003年12月1日

杉並区長 山田 宏 様

住基ネットに不参加を！杉並の会
代表 石崎 暉子

住基ネット非通知申出についての見解および要請

杉並区は11月28日の区議会で、住基ネットに対する非通知申出者が、11月26日現在で64,742人と発表しました。

私たちは、杉並区が昨年8月以来の住基ネット非接続の方針を6月に「横浜方式(段階的参加)」に転換して以降、この方針に反対し、住基ネット参加の是非は住民投票で問うよう求めてきました。

しかし残念ながら10月20日に杉並区が住民票コードを通知し「非通知申出」の受付を開始する中で、私たちは「杉並から大きな住基ネットNO!の声を」「住基ネット不参加の意思を非通知申出で示し、危険な住基ネットを中止させよう」と区民に訴えてきました。

11月16日には住基ネットに反対する各地の仲間とともに、区内各駅での一斉宣伝活動を1万枚のビラを配布し成功させてきました。このような活動の結果、11月10日の中間発表で27813人だった非通知申出が2.5倍になり、適切な広報がされていればさらに多くの申出があったと思われます。

この間杉並区は、杉並区住基ネットシステム調査会議が「仮になんらかの選択制を指向するとすれば・・・区民の自由な選択を保障するために、利便性やリスクなどについて具体的で十分な情報の開示、提供を行うことが不可欠」と指摘したにもかかわらず、そのような情報提供をまったく行わず、区民は私たちの宣伝によって杉並区の方針転換を知るような状態でした。

そのために、少なくない区民が今回の非通知申出について「そのままにすれば住基ネットに不参加で、参加したい人が申し出をする」等の誤解をしたまま手続きが行われました。

また横浜市での非通知申出の時と違い、杉並区は「将来の全員参加を前提にした段階的参加方式」であると強調し、全員参加の条件となる「安全性が総合的に確認された場合」の基準を明確にしなかったために、「申出してもしなくても全員参加なら同じ」と理解し、住基ネットに反対しながら手続きをあきらめる傾向もありました。

さらに横浜市と違い住民票コードが個人単位の通知で、非通知申出も個人単位で行うことを求められたために、手続きがしにくいという事情もありました。

私たちは区民の選択を保障するために、手続きについての誤解を解消する十分な周知や、窓口で手続きする都合がつかない世帯員の代理申請を受け付ける

こと、非通知申出書を紛失した区民も郵送受付ができるよう再発行すること、などを要請してきました。

しかし杉並区は周知をせず、代理申請や再発行について当初は認めないと説明し、受付終了直前には一転して認める回答をしたものの、それを周知する間は受付を延長するよう求めたにもかかわらず、広報しないまま手続きを終了しました。

これでは住基ネットに反対する区民の意思が、正しく表明されたとはいえません。しかしそれでも 64,742 人の区民が自ら手続きをして住基ネット不参加の意思を表明されたことは、住基ネットがスタートして 1 年がすぎマスコミ報道が少なくなった中でも、依然として多くの方々が住基ネットに反対していることを改めて示しました。

私たちは杉並区がこの意思表示の重みをしっかりと受け止め、以下の対応をされるよう求めます。

- (1) 非通知申出をした区民の本人確認情報を、本人の意思に反して都に送信しないでください。
- (2) 11 月 29 日以降も非通知申出を受け付けてください。
- (3) 非通知申出をしなかった区民の本人確認情報を都に送信する前に、安全性が確保されたと判断する根拠を明らかにした上で、住民投票を実施して区民の判断を確認してください。
- (4) 送信する際は、都に仮運用で送信された本人確認情報を一旦削除した上で、非通知申出者以外について再度送信するようにしてください。
- (5) 今回の非通知申出について、以下のことを明らかにしてください。
 - 1 . 10 月 21 日～11 月 28 日における各町（丁目）ごとの毎日の「非通知」申告者数
 - 2 . 区からの通知書の不達者数と、その後の対応方法
 - 3 . 区からの通知書の返送数（受け取り拒否分）とその対応方法
 - 4 . 区に対する問い合わせの総件数とその内容の概要
 - 5 . 11 月 29 日以降の転入者・出生者の非通知申出の扱い
 - 6 . 都・国との協議の状況と、都が送信を受けない場合の対応